

平成21年6月15日(月曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	村越比佐夫	2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
4番	田辺守	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
10番	森治史	11番	門田仁和子	12番	西村策雄
13番	前田寿郎	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄	17番	大西章一	18番	明神照男
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	下村正直	本庁副町長	澳本造
佐賀副町長	山本牧夫	本庁総務課長	植田壯
佐賀総務課長	藤本岩義	税務課長	松本輝雄
住民課長	米津芳喜	大方健康福祉課長	矢野健康
佐賀健康福祉課長	大塚一福	産業振興課長	松田二
海洋農林課長	谷口明男	大方まちづくり課長	松田博和
佐賀まちづくり課長	中島一郎	会計管理者	野並純
教育委員長	生駒進	教育長	松並勝
教育次長	坂本勝		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 宮地愛

議 事 日 程 第 2 号

平成 21 年 6 月 15 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 事件の撤回請求について

日程第 2 陳情第 32 号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 3 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成 21 年 6 月 15 日

9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

これより、日程に従って議案審議を行いますのでよろしくお願い致します。

これから本日の会議を開きます。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

議員の皆さまには全員のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今議会も今日から一般質問ということでございますが、道中、皆さまからご指摘、あるいはご意見等を受けることになると思いますが、執行部としては真摯（しんし）に耳を傾け、誠実にお答えしたいというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いを致します。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

次に、町長から 6 月 12 日に、議案第 14 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての撤回請求書が提出されました。

この議案については、既に教育厚生常任委員会に付託している関係から、休憩を取って、事件の撤回請求について議会運営委員会で審議を願いたいと思います。

議会運営委員会は第 2 会議室へ、そちらの部屋ですが、集まっていただくようお願い致します。

暫時休憩致します。

休 憩 9 時 02 分

再 開 9 時 15 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議会運営委員会を開催致しました。

審議結果を村越委員長から報告をしていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

議会運営委員会委員長（村越比佐夫君）

ただ今、議会運営委員会を開きまして、審査の結果をまあ報告、ありや、こりやおんしゃ、議長が間違うちょうやん。

それでは報告致します。

これから、議案第 14 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から撤回請求書提出の執行部説明を求め、質疑を行いたいと思います。

なお、撤回請求があったこの議案は、さらに教育厚生常任委員会に付託し、委員会の審査を終了していますが、従って、この撤回請求について質疑終了後、休憩を取って、教育厚生常任委員会で審議をお願いしたいと

思います。

以上、これで議会運営委員長の報告を終わります。

以上。

議長（小永正裕君）

これで議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1、議案第14号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（下村正直君）

それでは、今回提案致しました議案第14号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてに対します、撤回および再提案の経過について申し上げます。

これは、先にご説明も致しましたように、18歳未満の児童を3人以上養育する世帯に対しての、その世帯の第3子の児童手当、所得制限を超えない世帯の第3子以降は、幼児の通院に掛かる負担額とするという条例の一部改正でございましたけども、その後、高知県の方で18歳未満というものを撤廃致しまして、年齢制限を設けない形で3人以上養育する中での3子以降についてということに変わりました。

なお、そういうことで、先ほど申し上げましたように、撤回、取り下げ、あるいは再提案ということになりましたが、詳しくは担当課長の方から報告させます。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

福祉医療の助成に関する条例の撤回の理由ですが、先ほど町長も申しましたが、去る6月12日に県の方からですね、高知県乳幼児医療費補助金交付要綱の改正を行うということで、第3子の考え方を变えるということで、18歳未満の児童のうち第3子のことをですね、18歳未満の児童を、部分を除きまして、町村民税課税世帯の第3番目以降の就学前の幼児ということになりましたので、今回提案しておる18歳という部分を改正したいと、一回取り下げて新たに提案したいというものです。

第3子以降の1歳から就学前までの通院費を自己負担なしでかかれるようにするものであります。

議長（小永正裕君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

事件の撤回請求についての質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

これはその撤回請求をした場合に、そしたらその、今、課長が述べられたような内容に改めるということですが、これは、いわゆるまた再度その、これを撤回しちよって再度新たに申請をするという、議会へ議案として提出をするということですか。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

そのとおりです。

今議会の中で再度提案さしてもらって審議いただきたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

この、まあ撤回をしたという、この、まあ新しく提出する内容も、文言の、いわゆる修正やろうと思うんですが、差し替えがあると。が、まあこれを撤回をした、いわゆる同じ同一の案件を撤回をして、再度上程をすることができるかということになるんですが。

これは何か一事不再議かね、何かそういうことがありますけれども、同一会期中の中にいったん撤回したらもう、これは次にすぐ上程をすることはできないと思います。だから、何でそんな取り扱いをするよりも、この撤回を、それこそ撤回しなさい、撤回して。それで、再度まあ教育厚生委員会にこの先の議案書を付託しておりますから、それに対して一応委員会で再度差し戻しの審査をしていただいて、ご苦労掛けますけど。そこでこの修正、執行部が提案しようとする内容に修正をすると、委員会で修正をするということでなぜ上げない。これはもう撤回をしつちよってまた別なあれを提出をするというような、これは非常におかしい内容になる。

その点、どうですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

本件にかんしましては、今のご指摘も無理なからうかと思えます。

といいますのは、まあ一事不再議といいますか、同じ案件を2回提案するということはもともと、あられんこととか、ないこととございますので。

ただ18歳の部分をですね、撤廃して年齢制限をなくするというふうに、文言も意味も内容も異なっておりまますので、そういう意味で再提案ということにさせていただけたらと思えます。

なお、この問題はですね、まあ県のそういう措置が、たまたま議会中に行われたということでの措置でございますので、まあ法にかなわんことはできませんけども、許されるならばですね、そのへんで速やかにご理解をいただけたらというふうに思えます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

これはもう原則としてね、こういうことせられんのよ。

ほんで、どうしてもこの提案された内容に、いわゆる後からこう今のような問題が起きてこれを出す場合は、先の委員会でもう採択をされておるけれども、もう一度やっぱり差し戻しをして、委員会をお願いをして、ね。そこで委員会として審査の中で、これをその内容に修正をするというのであれば、これは何とか認められもすると思えます。けど、既に委員会に付託をして、委員会で審査終わって採択をしちよるわけですから、ね。それを撤回せよというのは、これはあり得ない。そんな権限は執行部にはない。（議員より「そんなことはない」との発言あり）ないことはない、何より規則じゃ、知りもせんもんが言うな、横から。

それでね、やっぱり委員会の中で審査をもう一遍し直して、差し戻しして委員会の中で修正をして提出をするということしなさいや。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは私の方からお答えをさせていただきます。

基本的な考え方と致しましては、本事案につきましては一事不再議の原則には入らないという認識を致しております。といいますのは、まだ本事案につきましては、委員会で採択はされました。けれども本会議によって機関の意思決定がまだなされておられませんので、まだ一事不再議の原則には入らないと、こういうまあ認識でございます。

それから、撤回の理由でございますけれども、黒潮町議会の会議規則によりまして、撤回事案につきましては議長に申請をすると、申し出をするという規定がございまして、それにも該当してご提案を致しておる。要は、本事案の撤回につきましては事情変更があったというようなことですので、よろしくご了承をお願いしたいと。

で、次に、この件につきましては、あらためて成案としてですねご提案を致したいと、まあこういう考えでございますのでよろしくお願いをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

3回終わりましたので。

（竹下議員より「言わん。そりゃあ副町長がそれに」との発言あり）

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

静かに。

議事進行のために言うちよきますけど、まあその議案を再提出するというのは別問題として、今はその議案の撤回をどうするかということですので、取りあえず委員会が審議をされちゃうんで、委員会に。議案の撤回いうがはもう、議案になる前は議長の許可でええと。議案になった場合は議会の議決が要ると、許可が要ると。

ただ今回は委員会へ付託してますので、委員会に議長が委員長に報告して、その旨を。委員会が審議していただいて、それで決を出してもらおうと。それで撤回をどうするかいうことを一遍やっていただいて、その再提出いうのは議案が出てからの話ですので、今、議論するべきではないと思います。

まあ竹下議員も言われてますけど、一事不再議いうのはそういうもんじゃございませんので、よろしくお願いをいたします。

（竹下議員より「議長。議長、議長。いかん、私はそれ譲れん。」との発言あり）

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

あのね、撤回してね、これは再提案してやってもろうた。まだ委員会でやりよったがやからやってもらいたい。ここにね、その理由がこれじゃないかなと思うがはね、18歳未満、この内容やけんどね、これ議案のことやけんど、これちょっと教えてもらいたいがはね。

未満の児童のうち第3子とする、この規定に問題があると書かれちゃうがよね。これね、18歳未満いうたらね、その、3人じゃお。それから上に、まあいうたら5人ばあおったらどうするが。それが問題があるから、じゃないかなあと思うがですので、私はこの撤回の案はもう正当で見直すべきやと思いますので。

以上です。

議長（小永正裕君）

撤回にかんする質疑を行っておりますので、よろしくお願ひします。

（議場より何事か言う者あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 9時 29分

再開 9時 35分

休憩前に引き続き会議を開きます。

この撤回の件について、ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっております事件の撤回請求については、先ほど議会運営委員長から報告のあったとおりです。教育厚生常任委員会でこの後審議を願ひたいと思ひます。

第2会議室へ教育厚生常任委員会の方はお集まり願ひます。

なお、この委員会において執行部の説明を求めますので、説明者も第2会議室へ移動願ひます。

暫時休憩します。

休憩 9時 35分

再開 9時 53分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、教育厚生常任委員会が終了致しました。

その結果について報告をお願ひ致します。

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

それでは報告致します。

ただ今ですね、議案第14号、黒潮町福祉医療費助成に関する。

議長（小永正裕君）

委員長、すいません。こちらへ出てきて質疑を受けるらしいですので。（宮地委員長より「ほんで聞きよるに」との発言あり）この後、質疑を受けますので、ええ、よろしくお願ひします。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

では、もう一度最初から。

ただ今ですね、議案第14号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件について、教育厚生委員会を開催し審査を致しました。

先ほど、本会議で執行部から事件の撤回について説明がありましたので、もう内容については省きますけども、議案第14号の改正案を撤回した後に、この会期中に、これに替わる改正案が提案されるとの事です。これによって、撤回する案よりも、これに替わる案の方が、制度に幅を持たせる内容となっておりますので、それによって多くの方に活用していただける機会が増えていきます。大変いいことではないかということになりました。

従って、委員会では全会一致で撤回を許可すべきと致しました。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから教育厚生常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下芙佐雄君）

まあ、これは議長側から付託をされて、委員会審査終わって、それで委員会審査の中でまあ採択をすることになっておると思う。だから内容がちょっとこの条例の文言に不備があったので、これを、いわゆる修正をする、差し替えをするということで、まあその内容を、再度委員会審査の中で修正をすべきことであるということが、まあこれは基本原則だと思うんです。

ところが、委員会で今後こういうことが何遍も繰り返されるならば、委員会審査をして、まあいい結論を出してまあ採択をしても、またその議案に対してそれをいつでも撤回ができるという、撤回されるという、そういう形の中では委員会の審査の権限も損なうことになる。そういう問題を抱えておるから、私、執拗（しつよう）にその内容についてまあ疑義を唱えておるわけですが。

本来、委員会に付託をして、付託した後で文言いろんな形で修正をしたり、その取り下げをしたり、また何かを追加をしたりすることは、執行部の権限にはない。また、議長に権限があるというようなことを言われたけれども、議長も委員会に付託をしたらもう委員会の権限になるわけ。そういう委員会の権威という面から、権限の面からも、やっぱりこのことは、いわゆる撤回を認めるということは非常におかしな取り扱いになる。

だから、そこらあたりの点については、委員会審査の中ではどういう判断をされたのか。最初に、まあ委員会に委ねられてる今、その委員会を開いたわけですけども、その前の、先のこの本会議の中のこの撤回案件に対してもめた内容について、どう判断をされているのか。

そこらについてご質問を致します。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

手続き上の問題、その修正をかけたかどうかという点と、それから内容を、どうしてこの撤回を受け入れたかという2点じゃないかなと思ったんですけど、その修正をかけたかどうかという意見も確かに今の委員会で出てきまして、執行部の方からも説明を受けましたけども、まあ内容が変わるので、全然これがほとんど変わらないもんじゃなくて内容が変わってくるので、撤回の方がすっきりするんじゃないだろうかということで委員会では一致しました。

それからですね、どういう内容になるのかというのが執行部の方から説明があったんですけど、これは幼児が、第3子以降の幼児ですけど、第3子以降の幼児がですね6歳まで、幼児ですからね6歳まで。就学までは通院が無料になるという、県からの、今回あったんですけども。それは、一番上とかが18歳以上になったときにはですね、もう第3子のその補助がなくなるのが最初に出てきた案です。で、そうじゃなくて、もう18歳以上というのを全部なくすということでは、第3子以降の人が、上の子が18歳なろうが22になろうがですね、第3子以降の幼児は6歳までは無料になるというふうに幅が広がりましたので、それはいいんじゃないかということで私たちは受け入れました。



そういうことです。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

まあ、この、先に出された提出された議案と、それから後から提出、その修正をしようとする議案とは全く違った議案であるということですが、これ、まあ一つ条例の改正ですから、同じ議案。

この議案に対して、いったん撤回をしたらこれ、すぐにその新しいこれにまあ、この、こっちが正しいんだという条例を提出するということは、これはどう考えても同一議案であるという考えを私はしてる。全く違ったがやったら、やっぱり条例の条文も何も変えて内容としての、いわゆるその福祉医療扶助に対する助成の条例の一部を改正する条例のこの文言をまったく変えないかん。そういう考えでおる。

だから、委員会の審査、まず何よりも委員会の審査で委ねられて、委員会審査をやって、採決をして報告待ちのものに対して、これは間違うちよったけん、ひとつこれをまあ取り下げをして、もう一遍審査のし直しをしてくれ、言われてそれに、はい、そうですかというような形でまあ委員会の審議の在り方というのは、これはね、あまりにも権限のないことじゃないのかという感じが致します。だから、ここは委員会の審議権をもって拒否するなり、あるいはそれに応じて一応委員会審査の修正ということに恐らくならざるを得んと思うんですよ。

どうですか、そういうその手続きの取り扱いの問題については。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

竹下議員がおっしゃることも、ほんとはよく分かるんです。

それで、そういう話も出てきました。修正にならなかったのかと、いうことも出てきましたけども、教育厚生委員会としては、まあ撤回の方が今回これではすっきりするだろうという最終的な審議でなりました。これはもう質問ありましても、同じ答えになってはいきますけど。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

この件について、討論については省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

ただ今議題となっております、議案第 14 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の請求を許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議案第 14 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の請求を許

可することに決定致しました。

日程第 2、陳情第 32 号、現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

委員長報告を行います。

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

教育厚生委員会で、陳情ですね、審査結果を報告致します。

本委員会に付託されました請願、現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書提出を求める陳情については審査をしました結果、全会一致で採択しましたので、会議規則第 93 条第 1 項の規定により報告致します。

議長（小永正裕君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから教育厚生常任委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第 32 号、現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書提出を求める陳情についての討論はありませんか。

反対討論からお願いします。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで陳情第 32 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、陳情第 32 号、現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 32 号は、委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

暫時休憩します。

10 時 20 分まで休憩致します。

休 憩 10 時 07 分

再 開 10 時 20 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

では、議長より発言のお許しが出ましたので、届け出に基づきまして3点について質問を致します。

3点でございますが、非常にまあ自分ながらごたごたした質問がございますので、板前の腕の立つ人が魚を3枚におろすように、いわゆる要約して、要点に徹して質問したいと思いますので、町長の答弁をいただきたい。ただし、詳細な説明については課長にも説明をお願いを致します。

まず第1点でございますが、町民の国民年金の給付率はこれでよいかということで質問を致します。

ご承知のように、現在厚生省のですね厚生年金の取り扱い、これに対する対応が大変戸惑って大きな問題になっております。私もこの2年分、大手に行った分が落とされておまして、請求をしたのですが、給料の明細書を送ってくれと。50年前のあるわけない。そんなこと言うてきよう。まあこういうことがないようにですね、国民年金についてはですね取り組んでもらいたいなあと。そのことで、国民年金に絞って質問を致します。

町民の中にですね、やはりこの国民年金のいわゆるもらえない方、無年金者が多数おられるように見受けられますが、私もこの点については度々相談を受けて、担当課長にも、いわゆるその理由について調査をお願いしたことがあるわけですが、現在ですね、黒潮町の国民年金のいわゆる給付率というのは何パーセントぐらいかなあと、この点についても確認したいと思います。いわゆる無年金の方々へのいわゆる納入時の対応でございますが、その対応の結果が、やはり無年金の方の数の状態に関係をしておると思います。そこでまあ無年金の方が佐賀地区で何人おられるか、また大方地区でどれくらいおられるか掌握をされておるわけですが、そのことについてもお聞きを致します。

いわゆるこの保険料を納付する場合ですね、非常に当時はね抵抗がございました。私も10年間くらい払うてなかったんですが、会社に移籍をしてから社長からこんこんと説得をされまして、この中に入ったわけでございますが、いわゆるその無年金になったの方々に対する、そのいわゆる基本的な、いわゆる保険料の内容の説明がどこまでなされたのかなあと、そのことをお聞きをしたいと思います。

いわゆるそのすぐに払える方と、将来の不安を感じて、これは将来成立せんがじゃないかと、ということが充満しておりましたので、当時、非常にこの支払いを渋ったことがございました。しかしながら職員の方々ですね、課長さんはじめ、担当の説明がですね、所得が十分あるのに支払いしない、加入せん。これはやむを得んと思うんですが、その中でもですね、よう支払いができない方々、所得の関係でできない方々に対しては、やはり免除のね、所得ができるまでのいわゆる免除の対応の仕方をどうなされたか。私は世話さしてもろうて担当に話したら、書類も送っちょうぜよと、しかし何の返事もないき、こんなんなったがやと。これはね、非常に不親切なと思うんですが、厚生省と同じようなやり方やなあと、今思うたらね、やはりね徹底的な、これでもかというばあね説明をしてですね、将来に備えての準備のためにいうことで、やっぱりね、いわゆる担当者がね説明と努力をねしてもらいたいし、この無年金の方々にはそういうことは実際なされたのかどうか。

いわゆる当時の課長さんら、もう退職しておられますが、しかしその下でね、お歴々の課長もね見てきたと思うんですが、そのことと、現在どういう対応をしているか、そのことについてお聞きを致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

西村議員の1点目の町民の国民年金のご質問にお答え致します。

国民年金業務は西村議員ご承知のことと思いますが、平成14年度より国へ移管され、被保険者の納付状況、資格喪失のデータは社会保険事務所で管理し、徴収収納業務も行っています。そのため、黒潮町としては徴収業務を行っていないのが現状であります。なお、窓口での受け付けや相談業務等については、引き続き市町村で実施しているところです。

ご質問の内容については、社会保険事務所へ問い合わせを致しましたところ、黒潮町内の国民年金の保険料納付率は平成21年3月末現在69.5パーセントとなっており、無年金者の数は平成21年5月末現在で25名となっております。

無年金者への徹底した説明、支払いできない人への対応および支払い不能の人への免除の適用基準と、書類の説明はどのようにしてきたかについてでございますが、移管前ですが、平成13年度までの対応は、広報紙でのPR、督促状の送付、職員および社会保険事務所職員とで夜間徴収および免除申請受付や相談、職員による電話や戸別訪問などを実施し、国民年金に対する理解を深めてもらうよう対応を行ってきました。

移管後、平成14年度以降ですが、移管後は国の業務として社会保険庁で次のような対応を取っています。納付書送付時に免除申請およびパンフレットを同封する。それからハローワークに免除申請、パンフレットを常備し、離職の手続き時に手渡し、推進員による戸別訪問での免除申請の受け付けや、電話での免除申請の勧奨。未納者のうち免除勧奨対象者を選定し、ダイレクトメール送付と電話訪問による免除申請の勧奨等の対応をしています。移管後の黒潮町としては、国の業務となったため、黒潮町として徴収業務を行っていないのが現状ですが、次のような対応を行っております。

国民健康保険加入時や転入時に際して、国民年金への加入届の受け付けや、年金制度の説明、上記手続きのときや個別の相談に併せて免除申請の受け付け、社会保険庁依頼により、未納者や継続免除審査希望者の審査情報の提供、広報くろしおに国民年金制度や免除制度などを毎月掲載し、住民の方へ周知に努める。市町村が持っていない個人情報については、管轄の社会保険事務所との連携を取り合いながら対応するなど、国民年金に対する理解を深めてもらうよう対応を行っています。

それと給付率のことですが、これは受給年齢によって分母がどのように変わってくるかで変わってきますので、給付率はデータとして出しておりません。

以上、お答え致します。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

再度、質問を致します。

詳細にわたっての答弁をいただいたわけですが、いわゆるこの現在、国の業務になっておるということですが、ご承知のとおりなんですよ、国の業務は。厚生年金もそう。

まあ個人のことになりますが、私も2年の間のことで相談に行ったんです。ところが調べたら、おまんの会社行たところが、西村という人が5人おったのうと、そこまで分かっちゃ。わしの名前もあつたかいうたら、ある。ほんなら何で、これ加入として対応してもらえませんか言うたら、そら、わしのすることやない言う。そんなとこですよ、あこは。

だからね、町でね、本体の業務は国になっても、やはりこの町民サービスということで担当者はね、何とかね、まあ夜も行って説明もし、努力はしようということですが、ぜひそういうことを続けてほしい。なぜかいいますとね、この年金のない人は生活保護をね、もらってるんですよ。そういうところの、いわゆるね、その